

務 税 だより



税に関する手続きのお知らせ

家屋を取り壊したら

登記あり家屋

法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋

役場税務課で取り壊し届を提出してください。

原動機付自転車および小型特殊自動車

廃車・譲渡したら

ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所
小牧支所
☎ 050-3816-1773

普通自動車・小型自動車・126cc

c以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所
☎ 050-5540-2048

固定資産税に係る縦覧

令和7年度固定資産税（土地、家屋）に係る縦覧帳簿の縦覧をおこないます。

日時 4月1日（火）から30日（水）

午前8時30分から午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く

場所 税務課

その他 本人確認のできるもの（免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。

問合せ先 税務課 ☎ 95-1113

西児童センターおよび西児童クラブから大切なお知らせ

西児童センターの運営委託

令和7年4月から大口西児童センターの運営をNPO法人こどもと文化の森に委託することになりました。今まで西児童センターに併設していた西児童クラブを新設したため、こどもの居場所として新たな児童センター創りを進めていきます。今後ともよろしく願います。

西児童クラブの

手続き場所等の変更

西児童クラブ棟の新築に伴い、令和7年4月1日から西児童クラブの入会や一時利用等の放課後児童クラブに関する手続きについて、次のとおり変更となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

▽申込書配布および申込受付場所

西児童クラブ（西小学校敷地内）

※西児童センターではおこないませんのでご注意ください。

▽申込書配布および申込受付時間

平日 午後2時から午後6時

土曜および学校休業日

午前8時30分から午後6時

▽土曜日の放課後児童クラブは、西児童クラブにて開設します。

▽一時利用の利用料の支払いも、西児童クラブにてお願いします。

▽申請書類は、町ホームページからダウンロードすることもできます。

問合せ先

▽3月31日まで 西児童センター

☎ 96-0481

▽4月1日から 西児童クラブ

☎ 96-1505

4月1日から総務部の組織機構が変わります

現在の政策推進課所管である「企画・財政部門」と「人事部門」を分けるとともに、総務部内の職務内容を見直します。

対象となる課

大口町役場2階 旧政策推進課、

旧秘書広報室

▽秘書人事課 秘書 ☎ 95-1616

人事 ☎ 95-1612

秘書、儀式・表彰、人事管理、職員研修

▽企画政策課 ☎ 95-1617

政策推進、財政、広域行政、都市

間交流、広報・広聴

※行政課および税務課については、変更ありません。

問合せ先 企画政策課

☎ 95-1617